

米国の関税措置により影響を受ける中小企業者等への 金融支援を延長します

県では、米国の関税措置により影響を受ける県内中小企業者等の資金繰りを支援するため、県制度融資「緊急経済変動対策資金（地域経済対策枠）」の取扱期間を令和8年3月31日まで延長します。

1 取扱期間

（当初）令和7年6月20日（金）から令和7年12月26日（金）信用保証協会申込分まで
（延長後）令和7年6月20日（金）から令和8年 3月31日（火）信用保証協会申込分まで

2 資金概要

（1）資金名	緊急経済変動対策資金（地域経済対策枠）
（2）融資対象者	指定事象の影響により、次のいずれかに該当する中小企業者等 ・最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していること ・最近1か月間の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少することが見込まれること ・最近3か月間の月平均売上高総利益率又は営業利益率が前年同期と比較して10%以上減少していること ※当該資金は、知事が経済変動事象を指定することで取扱いを開始するもので、令和7年6月に「令和7年米国の関税措置に伴う経済変動」を指定しており、今回、指定期間を延長するもの。
（3）融資限度額	一企業 8,000万円
（4）融資利率	年 1.45%
（5）資金使途 ・償還期間	運転資金、設備資金 10年以内（据置2年以内）
（6）信用保証料	年 0.45～1.59%

3 融資の申込先

宮城県制度融資取扱金融機関

（県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫へ直接申し込み）